

吸収合併に係る事後備置書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に規定する備置書面)

関西電力株式会社（以下「当社」といいます。）を存続会社、ケーイーフューエルインターナショナル株式会社（以下「KEFI社」といいます。）を消滅会社とし、2025年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条で定める事項は以下のとおりです。

（目次）

1. 効力発生日（会社法施行規則第200条第1号）
2. KEFI社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 吸収合併をやめることの請求の手続の経過
 - (2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過
 - (3) 新株予約権買取請求の手続の経過
 - (4) 債権者の異議申述の手続の経過
3. 当社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）
 - (1) 吸収合併をやめることの請求の手続の経過
 - (2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過
 - (3) 債権者の異議申述の手続の経過
4. 本吸収合併により当社がKEFI社から承継した重要な権利義務に関する事項
(会社法施行規則第200条第4号)
5. KEFI社の事前備置書面（会社法施行規則第200条第5号）
6. 変更登記日（会社法施行規則第200条第6号）
7. 前各項に掲げるものほか、本吸収合併に関する重要な事項
(会社法施行規則第200条第7号)

本資料記載の事項のうち、写しである書類について、原本に相違ないことを証明します。

2025年4月/日

大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

代表執行役社長 森 望



1. 効力発生日（会社法施行規則第200条第1号）

2025年4月1日

2. KEFI社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）吸収合併をやめることの請求の手続の経過

KEFI社は、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2に基づく吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求の手続の経過

KEFI社は、当社の完全子会社であったため、会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求の手続の経過

KEFI社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条に基づく新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

（4）債権者の異議申述の手続の経過

KEFI社は、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2025年2月25日付官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、KEFI社に対して、同法第789条第1項に基づき異議申述期限までに異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 当社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

（1）吸収合併をやめることの請求の手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求の手続の経過

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併であるため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議申述の手続の経過

当社は、本吸収合併に関し、会社法第799条第2項及び第3項に基づき、2025年2月25日付官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、当社に対して、同法第799条第1項に基づき異議申述期限までに異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本吸収合併により当社が KEFI 社から承継した重要な権利義務に関する事項
(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、KEFI 社より、その資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. KEFI 社の事前備置書面 (会社法施行規則第 200 条第 5 号)
別紙の通りです。

6. 変更登記日 (会社法施行規則第 200 条第 6 号)
2025 年 4 月 11 日 (予定)

7. 前各項に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項
(会社法施行規則第 200 条第 7 号)
該当事項はありません。

以上

吸收合併に係る事前備置書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に規定する備置書面)

当社を吸收合併消滅会社、関西電力株式会社を吸收合併存続会社とし、2025年4月1日を効力発生日とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）に関し、以下のとおり、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条で定める事項を記載した書面を備え置きます。

(目次)

1. 吸收合併契約書（会社法第782条第1項）
2. 合併対価の相当性に関する事項
(会社法施行規則第182条第1項第1号)
3. 合併対価について参考となるべき事項
(会社法施行規則第182条第1項第2号)
4. 吸收合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
(会社法施行規則第182条第1項第3号)
5. 吸收合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項
(会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第1号イ、ハ)
6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象に関する事項
(会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第2号イ)
7. 吸收合併が効力を生ずる日以後における吸收合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本資料記載の事項のうち、写しである書類について、原本に相違ないことを証明します。

2025年2月4日

大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
ケーイーフューエルインターナショナル株式会社
代表取締役 工藤 信一



1. 吸収合併契約書（会社法第782条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）
本合併は、当社の完全親会社との吸収合併であるため、本合併に際し、株式その他の金銭等の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
(会社法施行規則第182条第1項第3号)
該当事項はありません。
5. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項
(会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第1号イ、ハ)
吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧頂けます。

なお、吸収合併存続会社は、2024年11月13日開催の取締役会の決議による委任に基づく同日付けの執行役社長の決定により、2024年12月2日を払込期日とする公募による新株式発行に係る普通株式148,286,600株の発行及び自己株式45,700,000株の処分を実施しております。また、同じく2024年11月13日開催の取締役会の決議による委任に基づく同日付けの執行役社長の決定により、オーバーロットメントによる売出しに連して、2025年1月6日を払込期日とし野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行い、27,907,900株の普通株式の発行を実施しております。概要は以下のとおりです。

① 公募による新株式発行（一般募集）

株式の種類及び数	普通株式 148,286,600株
発行価格	1株につき 1,780.5円
発行価格の総額	264,024,291,300円
払込金額	1株につき 1,707.06円
払込金額の総額	253,134,123,396円
払込期日	2024年12月2日

② 公募による自己株式の処分（一般募集）

株式の種類及び数	普通株式 45,700,000 株
処分価格	1株につき 1,780.5 円
処分価格の総額	81,368,850,000 円
払込金額	1株につき 1,707.06 円
払込金額の総額	78,012,642,000 円
払込期日	2024年12月2日

③ 第三者割当増資

株式の種類及び数	普通株式 27,907,900 株
払込金額	1株につき 1,707.06 円
払込金額の総額	47,640,459,774 円
払込期日	2025年1月6日

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象に関する事項

（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第2号イ）

該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

吸収合併存続会社の令和6年3月31日現在の貸借対照表に基づく資産及び負債の額は、それぞれ7,554,755百万円及び6,167,282百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、効力発生日までに吸収合併存続会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じない見込みであります。

当社の令和6年3月31日現在の貸借対照表に基づく資産及び負債の額は、それぞれ14,116百万円及び10,753百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、効力発生日までに当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じない見込みであります。

以上のとおり、吸収合併の効力発生日以後における当社の資産及び負債の額は、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれますので、吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

吸收合併契約書

関西電力株式会社（以下「甲」という。）及びケーイーフューエルインターナショナル株式会社（以下「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の形式）

- 甲及び乙は、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）して、甲が乙の権利義務の全部を承継する。
- 吸收合併存続会社及び吸收合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。
 - 吸收合併存続会社（甲）
商号：関西電力株式会社
住所：大阪市北区中之島3丁目6番16号
 - 吸收合併消滅会社（乙）
商号：ケーイーフューエルインターナショナル株式会社
住所：大阪市北区中之島3丁目6番16号

第2条（交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

第3条（増加すべき資本金等）

甲は、本合併により、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の増加は行わないものとする。

第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は2025年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議の上、これを合意により変更することができる。

第5条（吸收合併承認）

甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、本合併について株主総会の承認を得ないで行うものとする。

乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第6条（会社財産の引継）

甲は、本効力発生日において、本効力発生日の前日における乙の全ての資産、負債、契約その他一切の権利義務を承継する。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもつて業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

第8条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従つて甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、別紙「電子署名代理権限者情報記入シート」に基づき電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2025年2月 日

甲：

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

代表執行役社長 森 望

乙：

大阪市北区中之島3丁目6番16号

ケーイーフューエルインターナショナル株式会社

代表取締役 工藤 信一